

1 居住世帯の有無（8区分）別住宅数及び住宅以外で人が居住する建物数の推移

年次	区分	住宅数											住宅以外で人が居住する建物数	
		総数	居住世帯あり			居住世帯なし								建築中
			総数	同居世帯なし	同居世帯あり	総数	一時現在ののみ	空き家						
								総数	二次的住宅	賃貸用の住宅	売却用の住宅	その他の住宅		
昭和43年	11,200	10,700	...	...	500	...	...	...	...	...	...	...	...	
昭和48年	12,100	11,000	10,900	170	1,000	220	690	...	...	...	...	110	180	
昭和53年	17,500	15,600	15,500	100	1,900	400	1,500	...	...	...	...	100	200	
昭和58年	17,980	16,510	16,460	50	1,470	270	1,150	...	...	...	...	50	150	
昭和63年	21,090	18,240	18,210	40	2,850	320	2,410	...	...	...	...	120	90	
平成5年	22,890	19,580	19,570	10	3,310	150	3,070	...	...	...	...	90	100	
平成10年	24,930	22,000	21,910	90	2,930	90	2,770	...	...	...	...	70	70	
平成15年	26,120	21,980	21,890	90	4,140	130	3,950	180	2,350	60	1,360	60	50	
平成20年	28,360	24,150	24,090	60	4,210	210	3,900	40	2,390	100	1,370	100	140	
平成25年	30,790	25,510	25,430	80	5,280	80	5,200	440	2,870	50	1,830	10	60	
平成30年	30,590	25,650	25,540	110	4,940	80	4,830	90	2,590	100	2,060	20	110	

(注) ①平成15年以前の数値は旧十和田市のもの（旧十和田湖町は表章対象外）

②標本調査による推定値であるため、1位を四捨五入して10位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

③住宅とは、一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

④一時現在のみの住宅とは、昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅をいう。

⑤空き家の「二次的住宅」とは、

(1) 週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅

(2) ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅をいう。

⑥空き家の「賃貸用の住宅」とは、新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅をいう。

⑦空き家の「売却用の住宅」とは、新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅をいう。

⑧空き家の「その他の住宅」とは、「賃貸用の住宅」「売却用の住宅」「二次的住宅」以外の住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅のほか、空き家の区分の判断が困難な住宅などを含む。

⑨建築中の住宅とは、住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていないものをいう。

⑩住宅以外で人が居住する建物には、次のものが含まれる。

1) 生計をともにしない単身の従業員をまとめて居住させる「会社等の寮・寄宿舎」

2) 生計をともにしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる「学校等の寮・寄宿舎」

3) 旅行者など一時滞在者の宿泊のための「旅館・宿泊所」

4) 下宿屋、社会施設・病院・工場・作業場・事務所などや建設従業者宿舎のように臨時応急的に建てられた建物で、住宅に改造されていない「その他の建物」